

- ・ 定期的な打ち合わせおよび総合的な視野
- ・ 相談支援機関の人員の不足
- ・ 各機関の機能を明確にして、ケースワークにおける役割分担を明らかにすることが必要
- ・ 各機関の相談支援活動を総合的にとりまとめる機関が必要と思われる
- ・ 個人情報のとおりあつかいについて
- ・ 現在はニーズに応じ、各担当課（者）が対処しているが、合併後は連携や機関への対応ができると思う
- ・ 保育園から情報提供が少ない。人権とかプライバシーを守るという視点があり、気にかかる子はいるが、本自治体には話さないようだ。守秘義務は虐待予防から考えた場合、免れるという法の規定を何度も話している。現場の職員の意識の向上、虐待を見つける目を養うことが大切
- ・ 連携機関への距離が遠い
- ・ あまりにも会う機会が少ない機関は、話しにくく、連携しにくいいため、相互とも理解し合えないことがあると思われる。民間で立ち上げた支援ネットワークと違い、公的機関が立ち上げたものは、立場等が連携の障害と感ずることがある
- ・ 特に、教育委員会のかかえる課題が多いように思われる
- ・ 警察のかかわり方が弱いと思う
- ・ 核となる機関、人が明確でなく、システムも構築されていない（虐待予防のみシステム化されているが、事例がなく現在機能していない）
- ・ 役割分担等で調整が必要と思われる
- ・ ケースへの共通理解を深めること、他の機関への理解を深め、各機関の役割を明確にすることである
- ・ ケース会議を開催し、ケースを通じて話し合うことが有効な連携の構築となると考えられる
- ・ 方針が決定され実施しても、その後の経過などの状況把握について、連絡の不徹底が見受けられる
- ・ 相談日を設けているが、相談を希望しているにもかかわらず、実際には相談しない人がいる。相談してすばやい対応をしていれば、大事には至っていないケースが見受けられた。相談に関してのPR不足があるかもしれない
- ・ 平成17年4月より児童福祉法（改正）が施行されることにともない、各市町村が相談窓口となるが、実際に通報・通告を受けた際の現場調査等のノウハウを持っていないことや、既存のネットワーク協議会を活用した各関係機関が速やかに調査ができる体制づくりの構築が必要と思われる
- ・ 相談内容によってマンパワー（専門職種）が決定的に不足している
- ・ 保健・福祉・教育分野がトータルに連携をとるようなシステムづくり（法整備含めて）
- ・ 警察との連携不足が今後の課題

- ・ 今は相談件数も少ないが、今後増加した場合の迅速な対応ができるかどうか問題がある
- ・ 相談に必要な機関同士の必要時の迅速なケース会議の開催
- ・ 問題ケースが多く、現在の人員体制ですべてをカバーすることは困難である
- ・ 役割分担の明確化
- ・ 細かい内容について、連携ができていないので、問題点を把握しにくい
- ・ 児童相談所と市町村との間の情報交換が重要だと考えるが、プライバシー保護のため、必ずしも情報が迅速に共有できていない
- ・ ケースによって違うけれども、ネットワークをまとめるキーパーソンにどの機関があたるのか、誰になるのか問題になり、躊躇することがある
- ・ 適切な役割分担と情報の共有
- ・ 情報の集約が児童相談所と YCAP があり、関係機関にとってはどちらが窓口のケースなのかが分かりにくい
- ・ 定期的な連絡体制が必要
- ・ 地域の関係機関の問題意識の共有化
- ・ 保育所に入所しておらず、保健センターで把握していない児童の問題は分かりづらい
- ・ 教育委員会および学校・幼稚園との連携
- ・ 医療機関との連携
- ・ 個別ケースごとに、危機意識についての温度差がある
- ・ 担当者不在が多く、緊急連絡がとりにくい
- ・ 関係課員の共通認識
- ・ 役割分担と機能の向上
- ・ 児童相談所の対応
- ・ ネットワークによる連携、協力体制の確立、強化
- ・ 県等との立場でとりまとめをする機関が存在すれば良いと思う
- ・ 専門職がないため、上部機関（県児童相談所等）に対応の指示を仰ぐ
- ・ 困難ケースについて関係者で随時会議が開催されているところであるが、位置づけをしていく必要がある
- ・ 相談できても、施設等が市内に少ないので、施設との連携がとりにくい
- ・ 人員不足、即座に対応してほしい場合にも十分な対応ができない。それぞれの機能（専門性）が生かせていない
- ・ 相談支援機関が少ないこと、遠方にあること、連携をとるには時間がかかり、即応できないこと
- ・ 各機関の認識の温度差。特に学校関係
- ・ 集まる時間の確保が難しい
- ・ 支援機関によって通報の受け取り方に差がある
- ・ キーパーソンに負担がかかりすぎていたりすると、ネットワークが機動力を失う

- ・ 休日・夜間の対応時、相手関係機関と連絡がとれない場合が多い
- ・ 担当者が異動するたびに関係者同士の信頼関係をつくらなくてはならないため、異動は慎重にすべきである

(14)これからの地域の相談支援体制の望ましいあり方

- ・ 17年度より、市町合併が行われるため、現在の体制がスムーズに移行していただけるか、とても不安。規模が大きくなる反面、今までどおりの地域に密着した心の通った支援が必要だと思われる
- ・ 「子ども生活センター」のような、何でも相談でき、すぐ対応できる場とスタッフの体制づくりが課題である（医療、福祉、保健、教育、相談所等の総合的な支援体制）
- ・ 民間の力を生かす（借りる）
- ・ 援助方針と役割分担等についての充実
- ・ 親の精神面・経済面など問題が多岐にわたるので、総合的にコーディネートするところがあると良い
- ・ 心理士等専門職の確保が必要
- ・ 必要なときに時間を問わず相談者への対応ができる体制づくり
- ・ 気軽に相談できる窓口を増やしたいと思います
- ・ 地域の民生委員、主任児童委員と連携し、早期の対応と継続的な相談、見守りができるようになること
- ・ 気軽に相談できる人づくり、場所づくりや、相談場所までいけない人のために訪問できる体制づくりが必要
- ・ 保健師等専門職を増やして、相談体制を強化する。行政のみならず、住民と協力した体制づくり
- ・ 法的、財政的に裏づけされた相談支援体制の整備が必要
- ・ 地域の相談機関の体制が整わなかったり、専門機関のサポートを受けづらかったりするところもあるわけで、地域の実情にあわせた、きめ細かい支援活動を実現するためには、地域の相談機関および人材を強化するための対策が必要であると思う
- ・ 相談支援に専門的にかかわれる時間や人員がなければ、親身に相談にはのれない。また、気持ちがあっても、知識や技術がないと信頼してもらえる態度で接する事ができない
- ・ 療育センターのようなサポート機関があるといい
- ・ 地域におけるネットワーク組織化が必要であり、それを効率的に運営するためには、核となる機関（人）が重要となる
- ・ 自治体として、児童相談については多岐にわたることが多く、その結果、担当課も多くなっており、総合相談窓口の開設が必要と思われる
- ・ 児童相談所との役割分担、担当課との連携、相談担当者のレベルアップ
- ・ 各構成機関の団体との連携がいつそう重要と考えるが、NPO 等とも連携し、市民協働

による事業展開も必要と思われる

- ・ 市町村へ分権化されても、児童相談所等の専門機関と一緒に考え導いてくれるようなサポートとスーパービジョンをうけられる体制が望ましいと考える
- ・ 妊婦の時期からの支援が必要であると考えられるので、母子手帳交付機関である保健センターでの相談対応力をつけていくことが望ましい
- ・ 総合的な相談支援体制（例：児童相談所の充実）
- ・ 相談・支援体制の強化を図ることが必要であるが、専門職の採用が困難である場合、児童相談所のサポートを望む
- ・ 地域の相談員の質の向上がなければいけない
- ・ 相談機関同士の有機的な連携（形骸化された連携ではなく）が必要である。そのために、子どもにかかわる相談機関ネットワーク会議を開催することにした。その目的は、①子どもにかかわる相談業務の関係者が一堂に会し、認識の共有化をはかる、②各相談機関の得意分野など特徴を把握することにより、今後のお互いの相談業務に活用する、③関係機関における連携のあり方、支援の方向性を模索しあう、④必要に応じて実務者の連携をはかることであり、この目的こそが今後の地域相談支援体制に望まれるものと考えられる
- ・ 今、食事ネグレクトが大きな課題である。「食事を2日摂っていない」ことを子どもから聞けば学校は早急に家庭児童相談室に連絡してほしい
- ・ 専門職員の配置
- ・ 子ども・親指導を学校・社会がさらに重点的に支援していくべきだと思う
- ・ 各機関で相談を抱え込むことをやめ、スムーズな機関連携のもと、さまざまな角度から子どもと家庭への支援をしていくことが望ましい
- ・ 学区ないし地域市民センター（公民館）単位の相談支援員体制（民生・児童委員、教育、行政、民間ボランティア）のもとに情報交換や連携により相談支援を受け入れやすい雰囲気づくりが必要と感じる
- ・ 地域の保育士OB、子育てボランティア、民生委員など地区役員とつながり、かかわりを深め、地域のネットワークを強化していく必要がある
- ・ 各自治体ごとに子どもや家庭に関する相談支援を行う施設（単独）の設置や、専門的知識を有する職員の配置をすることが望ましい
- ・ 住民にとって身近な場所である市町村において、気軽に相談できる場が必要である。また、相談を受ける、専門的な職員の育成が望まれる
- ・ 核となる機関を設け、そこが中心となり、各関係機関の特徴を生かせるよう、有機的に連携し、子どもに対し、多方面よりアプローチできる体制を築くこと
- ・ 地域住民が主体となって支援できるようなシステム
- ・ 行政まかせになっているので、地域が中心となっていくことが望ましい
- ・ 形式主義から脱却した、生きたネットワークの形成（相談員同士の信頼関係を築くこと

で生きたネットワークが形成されると思う)

- ・ 人員の配置（人員の確保）が適切であること
- ・ 関係機関での情報の共有化
- ・ 現在、主に家庭相談員（21年目62歳、5年目65歳）の二人が相談にあたっている。関係機関との人間関係もできており、概してスムーズに進んでいるが、年齢的に二人とも入れ替わりの時期にきており、これまでのように進むとは思えない。体制づくりが必要（報酬面、専門性、人員等）
- ・ 保健部門、福祉部門が同課、もしくは同施設に配置されると良い
- ・ 障害、育成、養護、保健など、分野ごとに窓口が変わるのは、住民の混乱を招くため、ひとつの窓口で統一されると良い
- ・ 担当職員の養成
- ・ 小さなことでも早期発見、早期対応（ネットワークの確立）
- ・ 各関連機関が普段より情報共有を行い、緊急時に迅速な対応ができるようなネットワークをつくる必要がある
- ・ 児童相談所のサポート体制（相談員がひとりで対応しているため、すぐに対応できない場合がある）
- ・ 地域の子どもたちの中には、不登校の子、虐待を受けている子、夜型非行の子など、さまざまな環境のなかで育っている子どもたちがいる。子どもたちに関する各機関の連携とともに、警察の方にももっと夜の巡回を増やしたり、かかわりをもってほしいと思う
- ・ ケースがあまりないが、いざというときは、専門職がいると良いと思う。また、小さい自治体なので、あまり相談支援機関がないため、他の機関からアドバイスが受けられるような体制ができると良い
- ・ 気軽に相談できる窓口であり、問題が小さなうちに話し合いができるような体制を整えるのが望ましいと考える
- ・ 情報、支援の一本化、連携が大切だと思う。住民にとってバラバラの支援ではいけない
- ・ 一部の専門性でなく、総合的な相談支援
- ・ 相談支援機関の地区担当の配置
- ・ 市町村も相談窓口となるにあたって、すぐに適切なサポートをしてくれるような体制にしてほしい
- ・ 相談支援体制の中核的機関のコーディネート機能の充実と相談員の増員
- ・ 住民に身近な場所に相談窓口がある必要性を感じる。
- ・ 人件費等財源確保がはかれない
- ・ 気軽に相談できる機関でありたい
- ・ 困難な事例に対しては必ず専門機関につなげられる、中継点になればいい
- ・ 専門性の確保
- ・ 合併すれば人口20万となり専門的に対応できる

- ・ 難易度の低いケースや虐待のリスクの高い親子を見つけ出すことは市町村でも対応できるが、職員の研修を十分にしないと効果は上がらないと思う
- ・ 総合的な相談所を整備し、養護、障害、非行、婦人等の専門職員を配置。相談を受ける人と実務的な人とは別に必要
- ・ 余裕のある人材の配置
- ・ ボランティアの活用
- ・ 現場はマンパワーで支える限界にきている（兼務で）
- ・ 相談の内容により、近くの町村の窓口の方が良い場合（障害や保健など）と、県などの少し離れた窓口が良い場合があると思われる。町村が相談を全般に受けるなら、職員も相談員として研修や学習が必要と思われる。市町村の場合、研修を受けてもすぐ人事異動があったりするので、専門家（社会福祉士等）の設置が望ましい
- ・ 機関と人材の配置が必要
- ・ 地域の関係機関（担当者、実務者）の連携を深め、お互いの信頼関係を深めたなかで、支援をおこなっていくことが望ましく、また、安心して相談できるような人材の適材適所の職員配置が必要
- ・ 相談窓口の一本化が必要。常日頃から健常児を含めての情報交換の場が定期的に必要
- ・ 各相談機関が、自らの機能を十分発揮しながら互いに連携できるところを確認し、より充実した活動ができるようでありたい
- ・ まずほとんどなことでも相談にのれる（話を聞ける）ということが大切であるが、その相談内容に適切に対応できること、問題解決できることが必要（適切な解決に向かっていけること）
- ・ 専任者を置くことが望まれる
- ・ 福祉総合窓口の確立が必要
- ・ 相談専門員の確保をし、充実した相談内容とする
- ・ 地域相談員の配置
- ・ 児童相談所に匹敵する相談体制機能の強化
- ・ 地区民生委員・児童委員や行政の関係機関との連携・協力を強化し、地域と一体となったとりくみが必要と思われる
- ・ 整備は必要だと思うが、現状ではまったく見通しが立たない
- ・ 自治体は財源難の方が重大な状況である。しかし「それならば民間活用を」という話になることは避けたい
- ・ 実務者レベルでの相談支援体制のネットワーク化（迅速な援助体制の確立のため）
- ・ ネットワークをつくり、専門職を配置していくこと
- ・ 関係機関の連携
- ・ ネットワーク（連携）は、人と時間を大変費やすので、むしろ共同事務処理機関をつくった方が良いのではないか

- ・ 各機関の意識と役割分担を明確にすること
- ・ さまざまなケース、ニーズがあると思われるので、それに対応していかなければならない
- ・ 各機関の相談支援活動を取りまとめる機関を確立・整備する
- ・ 行政（国・県・市町村）と地域（医療等専門機関・NPO 団体その他）全体による支援体制
- ・ 関係機関に相談窓口を徹底させるのは難しいので、相談窓口になっているところが、情報の共有化につとめ、状況を把握できる体制をつくり、連携を強化していく必要がある
- ・ 遠隔地においては県児童相談所との連携した支援に時間がかかる。遠隔地担当職員の定期的な派遣による支援体制の充実が望まれる
- ・ 誰が、具体的にどこまで踏み込んだ支援ができるのか、役割分担が難しい
- ・ 相談しやすい体制づくり
- ・ 職員の研修
- ・ それぞれが役割分担をし、それを正確に認識し、迅速に対応して行くこと
- ・ 市地域福祉計画では、地域、地域と行政との協働、行政という3つの行動主体に分類し、それぞれの役割により相談支援を進めることとしている。この仕組みにより、各主体が役割を發揮できるように、行政がコーディネートしていくことが重要である
- ・ 児童相談所と市町村と自治体組織とのネットワーク体制の強化
- ・ 何の心配・気兼ねなく相談できる場所やスタッフが必要
- ・ 関係機関合同の研修会・学習会により共通認識をもち、その認識を継続していく
- ・ 市町村に専門員の配置ができないのであれば、児童相談所を中心とした体制が望ましい。
- ・ 相談機関と情報を共有し、いろいろな角度から支援していくことが望ましい
- ・ 相談窓口の一本化、設置
- ・ 分権化を進めるためには、市町村においてその相談を受ける人材を確保しなければならない。県からの人材交流などをはじめとして、国全体で市町村をバックアップする体制づくりが必要だと考える
- ・ いろいろな相談支援機関があるが、各々が責任を持つと同時に、抱え込まず、連携を取り合って支援していくことが必要。また、地域住民の支援者である民生・児童委員は高齢者福祉に大きくかかわってきたところであるが、児童の分野でも活躍を広げられるようサポートしていく
- ・ 各市町村に専任（専門）の相談員等が配置されることが望ましいと思うが、財政上の理由からも困難と思われる。したがって、市町村が必要とする時に迅速に対応できるシステムが必要であり、そのための人員確保が不可欠である
- ・ どのような問題にも対応できるよう、福祉、医療、教育、環境など広い関係分野が連携をとれるシステムの体制ができると良い
- ・ 今までは、公的機関が担っている部分が多いが、これからはNPOなど民間の相談機関

があることも望ましい

- ・ 本当に困っている相談家庭への支援体制をとる
- ・ 保育所を中心におこなう。相談員的な人の配置をする
- ・ 専門的な職員体制が必要
- ・ インターネット等が進んでいないので、ネットづくりが望ましいと思う
- ・ 町村合併を行われることになっており、新自治体での専門的相談支援ができる担当ができれば良い
- ・ 児童相談所の質の向上

(15) その他、子どもの福祉に関する相談支援体制についての意見

- ・ 現在、各機関との連携は、かなりできているとは思われるが、やはり今一步、踏み込まない部分もあり、特に、教育委員会や学校関係と、もっと連携する必要がある（内部で解決しようとする）。また、相談してこない、潜在的な問題も多くあるので、どう発掘していくか、すべきなのか難しい
- ・ 従来からの「家庭児童相談室」の役割が、最近児童虐待も含め重要視され、見直されてきている。改正児童福祉法においても、相談に関しての市町村の役割は明文化されているものの、精神保健相談員の配置ほどの力はないように思われる。各自治体の考えや体力に左右されないとりくみへの支援が必要であると思われる
- ・ 相談業務は予算的には軽んじられる傾向があり、連絡会議や検討会議には公的機関の職員しか招集できない現状がある
- ・ 子どもの福祉に関する相談については、多岐にわたることから、ひとつの機関ですべてまかなえるものではなく、広く相談を受ける窓口から、専門的機能を持つ機関までの連携が必要であり、市町村に業務をおろすことで解決するものではない
- ・ 厚生労働省、文部科学省で子どもについて協力的に考えなくてはうまくいかないと考える。本自治体でも福祉部と教育委員会では垣根が高く協力体制がとれていないため市民に迷惑をかけていると感じる
- ・ 地域を含めた相談支援体制は今、立ち上げの準備中。4万人あまりの人口の自治体なので、今までも連携はできていたが、今後は要保護児童と対象が広くなり、今まで経験のない非行等も含まれてくるため、非常に不安を感じている
- ・ ひとつの家庭で、父母の別居、離婚、経済苦、債務、子の障害、不登校、非行、父母の障害、疾病など多くの問題を抱えているケースが多いため、たとえ、それぞれの問題は軽度であっても、絡み合い、もつれ合ってしまう、家族全体として多くの支援が必要なケースが増えている。そうしたケースの場合、子どもへのケアだけではなく、家族の再構築に向け、家庭全体への長期的な支援が重要である。これまでの福祉分野だけの相談体制では対応しきれないので、教育、医療、保健などケースに関係する機関相互の連携と協力、専門機関による支援がよりいっそう望まれる

- ・ 意識の高い人の採用、またその人への研修等を通し、より子どもの立場に立てる人が相談支援にかかわれるようにするための体制が大事。また今はあまり意識がない人へも実際に出てきている虐待事例を伝え、世間一般に広く認知してもらうことが必要
- ・ 療育センターのようなサポート機関があるといい
- ・ 行政が入れない問題を抱えた家庭などさまざまである。問題が起きる前に対応できるといいと思うが、現実難しい
- ・ 来年2月に合併する。中山間地の小規模で財政的にも厳しい自治体なので、様々なサービスへの要求に応えていくことは困難だった。市となり、その要求がどこまで実施できるのかこれもまた不明だが、次世代を担う子どもたちが健やかに成長する支援をしていくことが重要だと考えている
- ・ 保健分野、福祉分野、教育分野はそれぞれのはたらきがあるが、バラバラに考えられているようなところを感じる。連携をとり、総合的（ひとつになって）体制を組む必要があると感じる
- ・ 生命にかかわる内容については、市町村だけでは対応に不安がある
- ・ 人的配置の充実が必要と感じる
- ・ 児童虐待や核家族化による育児不安など、今後相談件数の増加や相談内容の多様化が予想される。そのような問題に対応するために相談場所の充実や相談員の資質の向上など、相談支援体制の充実がよりいっそう必要となる
- ・ 我々のような小さな自治体では、相談に対応する専門職を配置するのは不可能。保健師は現状の仕事でもいっぱいのため、新規の事業へのサポートは難しい。その他の職員は、専門性に欠け、相談業務は不可能。どうしてよいのか考えている
- ・ 市町村では人材が不足している。専門的な資格を持った職員がいない
- ・ 子育て支援センターの強化が必要。また次世代育成支援対策にともなう、計画書に基づき、県が相談支援体制について指導していくことが必要と考える
- ・ 同じ自治体の中でも、教育委員会では社会教育主事等が子どもの障害（心の問題、家族関係等）の相談にあっている。福祉事務所は保育所を抱えることから義務教育就学前の児童の相談にかかわることが多い。子どもの福祉というと、福祉事務所を想定してしまうが、広い視点で見た場合、児童は18歳までなので、教育委員会、福祉事務所のセクト主義を破って、広く連携できる相談支援体制が必要ではないかと思う（現状ではまったく別々の機関として機能）
- ・ 財源確保が課題。専門職の設置が必要
- ・ 小さな情報でも収集が必要
- ・ 相談支援体制については、子どもを育てる親の支援でもあり、親の自立、家庭の自立を支援する体制、施策が必要と思う。
- ・ 保護者がどんなことでも相談できる状態をいつでも整えているつもりが行政側の考えであるが、保護者側の意見は（本音）どう思っているのかわからない

- ・ 相談支援体制が整っていない。専門性も要求されるが、小さな自治体では、職員体制も兼務でしかありえない。市町村で対応するというのは、言うのは簡単だが、実行するのは難しい
- ・ 子どもの福祉の相談機関がそれぞれケアマネジメント機能を保有し、資質向上がはかれるようなスーパーバイズをおこなえる中核機能が必要と思われる。また子どもの福祉だけでなく、その家庭全体をトータルにとらえて、支援できる視点も不可欠と思われる
- ・ 本自治体では、子育て支援課が設置されておらず、子ども福祉についても、福祉保健課で子育て相談、教育委員会で児童虐待関係と、それぞれの課で他の仕事と兼務状態である。国・県は分権化で、各自治体に押し付けてきているが、受け皿ができていない（平成17年度の市町合併により、子育て支援課が設置される）。また、親になる一般的な常識も欠けているのに子どもを産み、離婚・育児放棄・児童虐待となってしまう。個人的意見としては、まず親の教育からしなければいけないと思う
- ・ いろいろなことが起きてからでは改善するのが大変なので、予防の方に市町村は力を入れる方がよい。何か起きたあとは、親の指導や子どものPTSDの治療等、専門性が大変必要になるので、児童相談所に専門の人を置くことが絶対必要であるとともに、施設とん小舎制と、専門里親を増やすことも進めなければならないと思われる
- ・ 専門家（相談員）の確保が大変困難なため、県の方からの派遣などの対応が必要と思われる。このまま市町村に一部委譲になれば、小さな自治体ほど体制がとりにくく、相談する住民にとって、満足のいく十分な対応ができるかとても不安である
- ・ 住民からの相談や援助要請を本自治体の窓口で何もかも受け付けることは困難である。民間のボランティア的組織が必要と考える
- ・ 小規模自治体においては、虐待などの場合における家庭への立ち入りが、地域のしがらみがあってやりにくい面がある。また、非常に専門性が高くないと対応しきれない場合もあり、広域的体制整備が必要と思う
- ・ 市で相談支援ができるような人的配置、設備の充実がなされる。金銭的補助が国からされる必要がある
- ・ 最近の相談内容は多種多様化しており、専門性も含め機関の連携と知識が求められているが、それを満たすための整備が必要である
- ・ はじめから「三位一体改革」ありきで、本当に地域の実情に合った改正とは思えない地方自治体のおかれている状況抜きで「相談支援」だけ改まるわけがない
- ・ 不登校や引きこもりの子どもに対する支援体制の充実（ボランティアや地域社会との協力による居場所づくり）
- ・ 子どもにかかわるさまざまな相談が気軽にでき信頼できる場の設置と広報
- ・ 児童館や学童保育など子どもをとりまくソフト面の施策の充実が望まれ、公共投資もそちらに重点的に投下してもらいたい
- ・ 子どもの福祉といっても、多種多様な分野があることから、それぞれの専門分野で対応

をしていくことには変わりがないと思われる。

- ・ こういった相談できる場所を設けて子育てをしやすい環境を整えることも重要であるが、やはり保育料等を含めた金銭的なバックアップをしなければ根本的な解決をすることはできないと思う
- ・ 相談しやすい体制づくりと、相談員の資質の向上、情報管理のためのシステムづくりが必要と考える
- ・ マスコミ等で連日のように子どもたちに対する虐待等の犯罪事件が報じられている。このような時代に子どもを産み育てていくことは、ある意味非常に勇気のいることかも知れない。現在、「次世代育成支援対策法」に基づき、市町村行動計画を作成中で、行政各部署よりさまざまな施策をもって時代のための計画づくりを進めている。しかしながら、これらが真の出生率向上につながるものなのか、おそらく全国の担当職員の苦悩だろう。虐待死させた両親等また、児童に犯罪をはたらいた被告には、刑法上重いペナルティーを課すべきではないかと思う。子どもの福祉を考えていくと、つまるところ親の福祉・教育とも言えるのではないか。現在、支援センターがあるが、今後はさらに機能を充実させ気楽な気分で、何事も話せる雰囲気づくりをはかっていきたいと思っている
- ・ 遠隔地における一時保護および居場所施設等の充実と人員配置の確立
- ・ 相談しやすい窓口づくりをどこも心がけてほしい。相談が来なければ（見つけられなければ）連携体制を強化してもはじまらないと思う
- ・ 障害のある子どもの入所施設（ショートステイや緊急一時保護の受け入れ）が市内や近隣にないことから、現在は障害者や高齢者のショートステイや緊急一時保護がおこなえる場を利用するケースがあるが、ケースによっては適切な処遇が困難である
- ・ 高齢者支援の体制は強化されているが、子どものための支援体制があまりにも遅れている。補助金等も含め実にあいまいであると思う
- ・ 定期的な情報交換の場の設定
- ・ 住民からわかりやすい窓口の明確化
- ・ 県・市町村ともにマンパワー不足
- ・ 子どもの福祉に関する相談支援体制を充実させるには、市町村がそのために雇用する人件費などを国等が何らかの補助をする仕組みづくりが必要だと考える
- ・ 改正児童福祉法により児童相談所の機能の一部が市町村に移るが、専門性が増すことにより人的配慮が必要となり、財政的にも負担が増す
- ・ 潜在ケースの発掘や早期の適切な対応のために地域のなかに児童民生委員のような職種を委嘱し、支援体制を整備していくこと。また、身近な相談窓口の設置と、そこにかかわる高い専門性が求められてくると思う
- ・ 虐待等未然に防ぐ活動も必要である。スクールカウンセラーとまではいかないが、定期的に施設等を巡回し、支援（相談）できる体制がつけると良いと思う。また、親の教育力や主体性を育てる支援も必要と思う

- ・ 地域で相談支援をおこなっていくことは、最小範囲で良いが、構成メンバーの組織を考えたとき、専門領域の人材確保が難しい
- ・ 癒し手が癒されていないことが多く、バーンアウトや援助者の精神的な疲労の軽減をはかる必要性を感じている

(16) 児童相談所の設置予定:その他

- ・ 政令市移行後に設置予定
- ・ 合併が平成 17 年 4 月なので、合併後検討
- ・ 平成 17 年 4 月から合併なので未定
- ・ 政令指定都市への考えがあるため
- ・ 子育て支援が重視されている割には、財政的な配慮が足りないように思う

(17) 自治体の児童相談所の設置に関する問題点:その他

- ・ 入所措置等広域行政にかかわる業務については都道府県が好ましい
- ・ 市町村合併を控えており、検討中である
- ・ 本自治体内に県児童相談所がすでに存在する
- ・ 措置施設の整備が困難である

2. 都道府県・指定都市調査：その他・自由記述回答一覧

- * 自治体の特定を避けるため、(4)～(6)は回答をまとめている。
- * また、文中の自治体名は「本自治体」と変更している

(1) 自治体内の子どもの福祉に関する相談支援の状況：その他

回答なし

(2) 自治体内の家庭児童相談室の今後：その他

- ・ 市町村における相談体制の状況をみながら検討する
- ・ 他関係機関との連携を図っていきたい
- ・ 市町村合併にともなう新市における相談室の促進と、県の家庭児童相談室の調整を図る予定
- ・ 国の規定を準用し、県が設置する福祉事務所に設置

(3) 家庭児童相談室の今後「縮小」「必要なし」の理由

- ・ 各区に家庭児童相談員が1名配置されているのみのため、十分な相談体制にあるとはいえない。国が昭和30年代に制度化したものだが、他の相談員との連携が十分取れない存在となっている区も多い。児童相談所との協力体制で何とかもっている感がある。国への統計報告書等の関係もあり、増員も減員もできず、中途半端な存在になっており、現在、区の子ども相談窓口の検討課題となっている
- ・ 各振興局単位で家庭児童相談室を設置しているが、管内が市部のみになるところは室を廃止または他の振興局と統合する予定
- ・ 本自治体においては、家庭児童相談室の業務を各区の子育て支援室ならびに健康福祉課において行っている。子育て支援室は保健部門と福祉部門のプロジェクトチームで、出産前から思春期まで、子育てに関するあらゆる相談を受け付けている。また、健康福祉課においては、主に母子家庭などにかかわる事柄についての相談を担っている
- ・ 本自治体の家庭児童相談室は、自治体内14ヶ所に設置しており、地域住民の身近な相談室としてその役割を担っているが、合併により市体制になった場合には、当該市の福祉事務所に家庭児童相談室機能を引き継ぎ、住民のより身近な相談体制としていく方針である
- ・ 本自治体は福祉事務所を持たない町村部における児童相談に応じる目的で、10ヶ所の家庭児童相談室を運営してきた。よって、法改正により市町村が児童相談に関する一義的な窓口として位置づけられれば、相談窓口としての機能は見直しが必要と考えている。ただし、町村部において相談業務が円滑に行われるようになるまでは、本自治体として

支援が必要と考えている

- ・ 児童福祉法の改正にともない、市町村に児童福祉に関する相談業務があることが明記されたため、今後、家庭児童相談室に関して、その存在意義について検討を要する
- ・ 児童福祉法の一部改正により、児童相談は一義的に市町村が対応することとなる。町村については相談体制が整っていないため、当面は当自治体の家庭児童相談室が対応するが、体制整備の状況により、縮小を検討する
- ・ 市町合併が進み、担当区域の郡部（町）が減少していること、児童福祉法の改正にともない、児童相談の窓口として、市町の役割が明記されたこと等により、県が設置している家庭児童相談室の役割を見直す必要がある
- ・ 児童福祉法改正や市町村合併、また県の地方振興局再編等により、県が設置する家庭児童相談室については、再編の方向で検討している
- ・ 市町村合併や市町村における相談体制の整備状況をふまえ、そのあり方を検討する必要がある

（４）民間の子どもの福祉に関する相談に応じる機関と支援内容

- ・ 相談（電話相談含む）：育児・母子家庭・子ども本人・心身障害児・不登校・ひきこもり・虐待などについて
- ・ 居場所提供
- ・ デイケア、一時預かり
- ・ 市民セミナーや啓発事業 など

（５）子どもの福祉に関する相談に応じる NPO と支援内容

- ・ 相談（電話相談含む）：育児・母子家庭・心身の障害・不登校・ひきこもり・思春期・虐待・DVなどについて
- ・ 居場所、遊び場提供
- ・ 一時預かり
- ・ 自立援助ホーム運営
- ・ 啓発活動（子どもの権利条約） など

（６）地域内の相談支援機関「その他」と支援内容

- ・ 相談（電話相談含む）：育児・母子家庭・虐待・DVなどについて
- ・ 遊び場提供
- ・ 一時預かり
- ・ 一時保護（DV）
- ・ 講座開催（育児・技能習得）
- ・ 虐待防止等プログラム提供

- ・ 虐待をした親たちの自助グループ

(7) 現行の子どもの福祉に関する相談支援体制「改善の必要がある理由」：その他

- ・ 国と地方自治体との関係（三位一体の改革）
- ・ 専門性をもった人材の確保
- ・ 検討中（虐待防止法ならびに児童福祉法改正により、現行の相談体制を改正法の趣旨に沿ったものにする）

(8) 現行の子どもの福祉に関する相談支援体制「必要な改善」：その他

- ・ 三位一体の改革を当初方針どおり行うこと
- ・ 専門性をもった人材の確保
- ・ 児童相談所との役割分担を明確にする

(9) 「市町村への分権化へ賛成」の理由

- ・ 相談・支援の内容や程度によっては市町村において受付・調査・支援までを一貫して行った方が住民サービスの向上になるため
- ・ 児童相談所は主として市町村へのバックアップ機関とし、原則、相談支援は市町村が実施すべき
- ・ 母子保健については、市町村の相談体制を充実することで、育児不安・障害の早期発見・療育の対応ができる。この部分の充実を図り、家庭支援を行うことで、子どもの福祉を守る。また、役割分担で相談所は重度の相談に対応できる。機関連携および機能分担、あるいは専門性の確保の面から見直すことが必要である
- ・ 地域に密着した相談体制が好ましいため。ただし、指定都市における区を単純に市町村に置きかえられない点もあり、課題もある
- ・ 要支援家庭の把握や支援ネットの構築のしやすさ、障害ケースでの乳幼児から継続的な支援が行える等の利点から、より身近な市町村で対応することは望ましいと思われる。分権化の実効性を高めるには市町村の体制強化は不可欠である
- ・ 児童虐待相談の増加により、児童相談所の業務はパンク状態にあり、児童相談に関する守備範囲や役割の分担が必要であるため。ただし、各機関の密接な連携と専門性が確保されることが前提
- ・ 市町村の専門性が高まれば、分権化は必要と思う
- ・ 児童相談の性格上、地域に密着していることが望ましいため
- ・ 住民にもっとも身近な市町村が相談業務に応ずることで、きめ細やかな実情把握や情報の提供が可能となり、相談体制の充実が図られる
- ・ 児童福祉法改正の考え方と同様に、住民サービスはより身近なところで提供されるべきと考えるため

- ・ 本自治体の場合、児童相談所から各区福祉事務所への委譲となる。児童相談所の専門性と福祉事務所の地域の身近な相談・支援機関としての特性を活かすことができる
- ・ 地域における子育て支援の推進は重要であると考え。このため、本市においては、地域における子育て支援を推進していくため、平成 14 年 3 月より各区に子育ての総合相談窓口である子育て支援室を設置し、運営を行っている
- ・ より身近な地域で、ワンストップで子どもと家庭の相談が受けられるよう、各区役所に子ども家庭相談コーナーを設置し、成果をあげている
- ・ 住民に身近なところで相談に応じられ、かつ、さまざまな情報が集まりやすい機関であるから
- ・ 困難なケースが増加しているなかで、児童相談所に相談が集中している状況にあるため。ただし、現在の市町村における児童相談体制は十分とは言えず、分権化を実施する場合には、体制の整備が必須である
- ・ 子どもに関する一般的な相談についてはより住民に近い市町村で対応した方がきめ細かいサービスを提供できると思われる
- ・ 住民に近いところに相談支援体制ができる
- ・ 児童相談所の業務が増大しており、充分対応しきれない状態がある。住民にとって身近な機関が担うほうが対応しやすい。ただし、市町村が対応できるだけの体制整備ができないまま委譲するのは適当ではない
- ・ 子どもの福祉に関するあらゆる相談が現在児童相談所に集中し、児童相談所は対応に追われ限界状態にあるので、役割分担が必要であると思われるため
- ・ より身近なところで相談できるようにする
- ・ 子どもの福祉に関する相談の一部について、住民により身近な市町村が窓口になり、かわかることは適切である
- ・ 市町村における相談体制の確立が前提、児童相談所の負担が軽減され、地域に密着した相談窓口として期待できる
- ・ 相談の窓口を市町村に置き、一次的な対応を行うことは早期対応のためには必要である。この相談を受けるためには、市町村の体制、相談機能（技術等）のレベルアップは必須となる。市町村のレベルのばらつきが生じないこと
- ・ 児童相談所では養護相談や保健相談など子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じている一方で、近年児童虐待相談の急増等により、相談業務すべてに対応しきれない現状である
- ・ 今般の児童福祉法の改正により、児童相談のあり方として、できる限り身近な市町村を主体とするという対応が求められており、子どもと家庭に関する相談は市町村に移し、専門性の高い事例などは児童相談所が担当するような役割分担が必要になってきている
- ・ 地域に密着した決め細やかなサービスを提供できる

- ・ 地域に密着した対応が可能
- ・ 育児不安等を背景とした身近な子育て支援ニーズに対応でき、特に児童虐待の発生予防に効果的であると考えられるため
- ・ 住民に身近な市町村が相談を受けることにより、きめ細かな対応が可能となる点については賛成
- ・ 相談体制の整備、専門性の確保等が不十分であり、委譲には時間をかけて行う必要があると考える

(10)「市町村への分権化へ反対」の理由

回答なし

(11) 分権化に必要な社会的対応：その他

- ・ 専門性をもった人材を確保するとともに、上記1～14（調査票選択肢）について総合的に対応を図る必要がある

(12) 地域の相談支援機関との連携でうまくいっている点

- ・ 市町村福祉事務所単位で児童の処遇が困難なケースに対して、各市町村の関係機関（福祉事務所、学校関係者、児童相談所等）が集まり、児童の処遇の検討会を行っている
- ・ 各関係機関が出席することで、お互いの連携を図り、協力して諸問題に対処していける
- ・ 国の1/2補助制度がある「児童家庭支援センター」は、24時間相談体制の地域密着型相談支援機関として有効であり、児童相談所としても大変助かっている
- ・ 日常的な連携がうまくいっている機関、市町村とは危機的状況での連携もうまくいっている
- ・ お互いの機関の機能をきちんと理解している関係では、うまく連携できる
- ・ 児童相談所を中心として、学識経験者、保健福祉センター、保育園、幼稚園、小学校、中学校、主任児童委員、民生児童委員、児童厚生施設、病院関係、児童福祉施設、警察などからなる児童虐待防止連絡協議会を設置し、自治体全体と各区ごとに年に2～3回協議会を開催し、情報交換や各機関の業務紹介、事例検討、講演会など、相互理解と連携を深めている
- ・ 連携調整や情報共有がスムーズになった
- ・ 各関係機関の役割が明確になった
- ・ 早期介入できるようになった
- ・ 虐待問題等の認識・関心が高まった
- ・ 本自治体においては、すでに各市区町村に子どもと家庭に関する総合相談窓口として、地域の中核となる「子ども家庭支援センター」の設置を促進しているところである
- ・ 市、関係機関、関係団体等が共通の認識と理解をもち、緊密な連携体制を構築するため

の連絡協議会等を設置している

- ・ 主任児童委員を虐待防止地域協力員として位置づけ、本自治体サポーターの名称で地域の虐待防止・早期発見や子育て支援の活動を行っている。また、各区の子育て支援室とも連携し、支援の必要な家庭への見守り、育児グループへの積極的な参加を行っている
- ・ 児童相談所と各区子育て支援室で月 1 回事例検討会を実施し、情報の共有化と役割分担をはかっている
- ・ 市町村における虐待防止ネットワーク設置数の増加、各関係機関職員との虐待防止ネットワーク会議や虐待通告事例対策会議等の実施により、市町村をはじめとする各関係機関との連携が密になった。それにより、各機関が適宜役割を分担してケースにかかわることが可能となり、ケースへの対応がより機能的になった
- ・ 児童虐待については、全県単位、各児童相談所単位、各ケース単位の 3 階層のネットワークを構築し、各機関の代表者から実務者まで意識統一を図っている。また、児童相談所職員が講師となり、地域団体の研修会などで意識啓発などを行っている。その他の相談についても市町村の連絡協議会に児童相談所職員が出席し、助言や情報共有をはかっている
- ・ 子育て支援等のネットワークがあり、その事務局体制がしっかりしている市町村においては、関係者会議の開催や児童虐待の泣き声通報等の情報収集等もスムーズでよい連携が取れる
- ・ 研修の実施と随時の情報提供
- ・ 人材育成の視点からの事例検討
- ・ 虐待防止ネットワークがある市町村では、関係機関との連携がスムーズに行われている。
- ・ 平成 12 年度から、国庫補助事業を利用して各児童相談所ごとで、児童虐待防止等地域ネットワークを整備している。各児童相談所では管内市町村の児童福祉担当者、母子保健担当保健師、教育委員会担当者、主任児童委員、家庭相談員、保育所関係者、児童養護施設長、県保健所、警察、医療機関等の関係機関をメンバーとして主要地域ごとに定期連絡会を開催し、意見交換を行うなど地域連絡網の推進を図っている

(13) 地域の相談支援機関との連携で問題（課題）だと思う点

- ・ 地域の相談支援機関の意識を統一すること
- ・ 連携する各機関がそれぞれの職務を十分理解しあい、それぞれの役割を積極的に果たすこと
- ・ 子どものことは、児童相談所の仕事との認識が強く、自分たちの仕事と自覚していない点
- ・ 「児童家庭支援センター」が本市に 1 ヶ所で、来年度にもう 1 ヶ所設置予定であるが、更なる増設が必要（2 区に 1 ヶ所で計 5 ヶ所は必要と思われるが、財政難と受け手の問題がある）

- ・ 各機関（市町村）によって児童相談に対する役割認識に大きな格差がある
- ・ 他機関から、児童相談所に対して、機能を部分的に利用する要請をされ、混乱が生じないか危惧する場面がある。今後児童相談所が市町村の支援をする上でも、それぞれの機関が責任転嫁する連携にならないよう留意する必要がある
- ・ 児童虐待防止連絡協議会の開催により、機関連携の枠組みは整ったが、個々の職員レベルでの連携という点では、十分に浸透していない部分も見受けられる。児童相談所が中核となつての連携となつている状況のなかで児童相談所がうまく機能できない場合に、他機関が積極的に連携をとって対応していくということが難しい状態も見られる
- ・ 各関係機関が役割分担についての共通認識を持ち、主体的にケースに関わっていくこと
- ・ 市町村内の事務局に負担が集中してしまう
- ・ 市町村内でスーパーバイザーの確保が難しい
- ・ 予算、人員の確保が難しい
- ・ 情報の共有化の際の守秘義務
- ・ 連携の中核となる機関の法的位置づけ
- ・ 情報の共有化、具体的事例の検討・検証を十分に行い、事例を通じて連携を図りながら支援できる体制づくり
- ・ 関係機関をマネジメントできる職員の養成
- ・ 各機関の役割および限界を相互に理解し、隙間を埋めていく
- ・ 連携が具体的なケースへの支援につながるために、ケースレベルや特性により中核となる機関がきまっていることが必要と思われる。イニシアティブをとる機関がないと、形骸化したものになりやすい
- ・ 虐待防止ネットワークが未設置の市町村については設置を促し、体制を整備する必要がある。また、より機能的な連携のために、市町村等関係機関において人的資源の確保を図ることが必要である
- ・ 児童相談所が地域の相談支援機関と連携する際、うまく連携が取れるかどうかは、各市町村内部での連携（例：保健と福祉）がとれているかどうかによっても左右される
- ・ 各機関の守秘義務と連携のあり方について
- ・ 各機関の役割分担を明確にしておかないと、主体性がなくなってしまうおそれがある
- ・ 現在、市においては家庭児童相談員がいるが、専門的な援助（心理学的、医学的）が必要な事例は児童相談所との連携が必要
- ・ 町村においてはしっかりした相談窓口の設置が必要
- ・ 各相談機関の担当者の専門性の確保
- ・ 問題に対しての認識を共有できていない
- ・ コーディネートする中核的調整機関がない
- ・ 相談のなかには、身近であるので相談しにくいもの、近しいネットワークの活用を図ることが適当でないものも含まれる

- ・ 一義的な相談窓口がより高度なインテーク能力を身につけておく必要を感じる
- ・ 中核となる人（組織）がない場合、対象ケースへのかかわりの継続が困難となり易いと考える。個人への負担増、社会資源の活用の偏りが生じやすくなる
- ・ 効果的な会議のあり方について工夫が必要である
- ・ 児童相談所と関係機関の役割の明確化が必要である
- ・ 県・市の家庭児童相談室と地域保健等の連携や主任児童委員を積極的に活用できる仕組みづくりが必要

(14) これからの地域の相談支援体制の望ましいあり方

- ・ 児童に関する相談については、一義的には、市町村で対応してもらうことが必要と考える。ただし、市町村間で対応に差が出ないようにすることが必要
- ・ 最初の相談は、まず地域で受けて、適当な機関につないでいく。それにより地域も援助が必要なケースを把握でき、新たな施策の立案もできるのではないかと
- ・ 市町村ではハード面、人的な面の整備が必要。うまく機能する相談機関になるには、専用の場所、専任の職員がいることが大きいのではないかと。やる気のある専任職員がいることで研修も活きる
- ・ 地域の特性に根ざしたネットワークをつくり、支援体制ができると良い
- ・ 今後の児童相談所と市町村は基幹総合病院と地域医療機関のような関係が望ましい
- ・ 児童福祉法の改正で、4月1日から各市町村が児童相談の一義的な窓口になるが、本自治体内の市町村においては、専門職の配置が財政的に困難なため、現任の事務職、保健師がその役割を担っている。多くの市町村でも似通った状況であると聞いている。専門職（児童福祉司の有資格者、心理職等）の配置ができるような財源的裏づけがほしい。地方交付税からとなると、市町村の意識が低いところでは難しい。児童福祉司の任用資格要件を改正しても、人員増ができないと市町村の専門性は高まらないと思う
- ・ より地域に密着したきめ細かいサービスを提供すること。さらに、地域への住民の力を最大限に発揮できる環境を整え、行政主導から住民主導に切り替えていくことが望ましいと思われる。そのためにNPOなど、民間も含め、福祉にかかわる地域の多様な活動主体やサービスを有効に活用できるよう連携していく
- ・ 複数機関でのかかわりがあれば、より多くの異なった視点から養育支援が必要な要素を認識できると考えられる。そのため、住民に最も身近な市町村において、関係機関が参加するネットワークを構築し、役割分担の明確化、個別ケースごとの有効な支援を提供していくことが重要と考えられる
- ・ 児童福祉法の改正の考え方が望ましいと考えるが、その実現のために財政面での支援が必要である
- ・ 住民に身近な市町村がインテーク機関となり、ケース状況によって必要な機関へ振り分けられるようになること。また、クライアントのニーズが優先し、近くで相談しづらい